

第34回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和2年6月30日(火) 13:00~15:00

場所 WEB会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部 部長
徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 相互接続推進部 部長
重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
渡邊 昭裕 相互接続部 a u企画調整グループリーダー
鬼頭 隆 相互接続部 ネットワーク企画調整グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
小林 一文 渉外本部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
荻堂 盛修 FVNO委員会 委員長
佐々木 太志 MVNO委員会運営分科会 主査
金丸 二郎 MVNO委員会運営分科会 副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
小畑 至弘 常任理事
NGN I P o E協議会 石田 慶樹 会長
外山 勝保 副会長
株式会社NTTドコモ 榊原 啓治 経営企画部 企画調整室長

(3) 総務省

竹村電気通信事業部長、山崎事業政策課長、大村料金サービス課長、
中村料金サービス課企画官、田中料金サービス課課長補佐、
茅野料金サービス課課長補佐

■議事概要

- (1) 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する方針整理について
○ 事務局から資料34-1及び34-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- (2) モバイル接続料の適正性向上に関する方針整理について
○ 事務局から資料34-3について説明が行われた後、質疑が行われた。
- (3) 第四次報告書骨子案について
○ 事務局から資料34-4について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

(1) 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する方針整理について
(事務局より資料34-1及び34-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより、ただいまのご説明につきまして、各構成員から五十音順にてご発言をお願いしたいと思います。それでは、まず相田構成員よりお願いいたします。

【相田構成員】 おまとめいただいた資料の内容については、特に強いコメントはございません。今日の昼にも報道されていたようですけれども、携帯電話の料金が結局なかなか下がらないというところ、あれはいわゆるデータのユーザー料金というのが主なものであったかと思えますけれども、そういう実態として、接続料は下がっているけれども、リテール料金がなかなか下がらないという中で、それを利用者還元していくにはどうしたらいいのか。それから、その中で、リテールマイナスでいいのかというようなことについても、既にご説明がございましたけれども、そういう実態としてリテールが全然下がっていないという中で、リテールマイナスというのが適切なのかというあたりで、基本

的に事務局におまとめいただいた内容でよいと思います。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。

私も内容的に特にこれで大きな問題があると思っておりません。よくまとまっていると思います。ただ、直接これとは関係ないかもしれませんが、もともと、現在、接続料プラス適正利潤、それに比べて卸料金が非常に高い場合を問題にしているわけですが、本来的には代替性の手段があって、接続で代替できて、この場では接続料プラス適正利潤よりも卸料金が低いということが問題になるほうが本当の競争だと思いますけれども、それは仕方ないと思います。ただ、適正利潤をコストのところでは本当はどう入れたらいいのかというところで、例えば技術開発のお金をどう掛けたらいいのか、リスクをどう掛けたらいいのかというところは、個々には言えないと思いますので、少し高めの値段を設定される場合は、その辺のところをきちっと説明していただければいいのではないかと考えております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。

皆様と同じで、考え方については、各構成員の今までのいろいろな意見を集約いただいているので、特に問題なく、きちっとまとめていただいていると考えています。特段のコメントではありませんが、1つは同等性という考え方はやはり大事ということ。イギリスをはじめ欧米の競争政策の報告書を見ると、アウトプットで適正な競争を実現するにはイコールインプットにしなければいけないという議論が示されておます。やはりインプットとしての料金やその他の提供条件について整理していくことが非常に重要ということで、今回、この点でも一歩進んだと思っています。

あと、議論の中で、相田構成員も言われたように、リテールマイナスの議論ですが、リテールを本当にベンチマークの一つの基準として使えるのかということ。やはりリテールの料金が競争環境下で成り立っているのかということについて、今回、一つの考え方、基準として入れ込んだのは、私にとってもまた1つ勉強すべきポイントであったと再認識し

ました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

大分全体像が見えてきたと思うし、このような整理の仕方でも適切だと思っています。特にモバイル音声卸に関しましては、MNO 3社の取組状況が大分違いますので、別々の代替性評価の状況を見ながら個別対応ということになると思いますが、そういった時間軸の関係も少しこれから注意して見ていかなければいけないのだろうと思っています。

それから、光サービス卸に関しては、34-1の3ページ目のところの3番目について、NTT東日本・西日本から、光サービス卸料金と接続料相当額の差分に係る費用要素を自主的に総務省に報告するという考えを提示していただいていることを紹介されていますが、光サービス卸についてはユーザー単位でNGNとアクセス部分が提供されているのに対して、接続料はNGNについては設定されているけど、利用はないし、アクセス部分については設備単位で提供が行われているということから、ここについて、こういった違いをどのように比較可能なようにされるのかについて、もう少し聞いたかったというのが感想でございます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

続きまして、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。よろしくお願いいたします。

おおむね論点はこれでよろしいかと思えますけれども、1つ気になったというか、感想ではありますが、9ページのところでですね。ベンチマークを用いた検証の考え方のところ、下からポツ2つ目のところで、コストに何を入れるのかという話で、アンダーラインが引いてあります「卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受しているかどうかの基準に照らして判断されるべき」というところ、次のところになりますね。「ただし」のところからありますように、いろいろな慎重な検討が必要ではないかということで、やはり直接的に利益を享受しているのかどうかということで考えなければいけないだろうと思います。そうしたときに、まさかないとは思いますが、モバイル音声卸で、テレビCMの原価がここに入ってくるということは多分ないとは思いますが、例えばそうい

ったようなことは慎重に考えなければいけないのかなという感想を持ちました。

以上です。

【辻座長】

続きまして、西村暢史構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。ご説明ありがとうございます。

私も特段、今回の卸役務、ひいては卸料金に関する在り方について、異論はございません。やはり問題となりますのは、今後の運用面での話になろうかと思えます。データの取り方、そして、そのデータの解釈の仕方でございますが、その運用自体への注視というのが今後、各方面から確認されなければならないものと理解いたしました。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 いろいろおまとめいただきまして、ありがとうございます。素人の目からすると、ずっと固定化されていたモバイル音声卸の料金がどうも見直される方向にお話が進みつつあるということは、こういう研究会のプレッシャーが果たした役目が大きいのかなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

私の番になりましたが、基本的に既に皆様方がご指摘になったものとほとんど同じであります。いくつか言われましたように、実際の運用とか、あるいは基準の適用について、具体的にデータとか金額等、あるいは項目が挙がってまいりますから、そのときに個々の判断ということが大事になってきます。ここで議論した全体的な合意、あるいは、理解というものをまとめておいて、それを基準にして、今後は代替性の有り無し、あるいは特定の費用が入るか入らないかという議論になるかと思えます。モバイル音声卸の議論ででてくる設備投資以外の費用という項目で、KDD I が、先ほどの営業費について、接続に関わるものを、かなり具体的な項目を挙げていただきましたけれども、そのようなものは大変参考になると思えます。私の意見は以上でございます。

それでは、ほかに構成員から追加したいとか、あるいは言い忘れていたご意見はございませんでしょうか。

なければ、オブザーバーの皆様からご質問とかコメントはございますでしょうか。

NTTドコモ様、どうぞよろしくお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。

弊社においては、接続による代替性確保の実現に向けて現在進めているところですが、それについて懸念がございます。以前も述べさせていただきましたが、資料34-1の5ページの1ポツ目に書かれているところでございます。接続による代替性確保を進めていくと、接続を選択するMVNOも出てくるわけですが、その方の側で発生する設備投資なりもあり、そのコストを負担されることとなります。今回お示しされたこととの関係で、卸を利用するMVNOが有利となり、接続を利用するMVNOが不利になるようなことがないよう、接続と卸の同等性が確保され、いずれか片方が不利になることのないよう公平性を確保することについて、引き続き検討をお願いできればと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、事務局、今のご意見に対して何かコメントやご意見ございますでしょうか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 茅野でございます。よろしいでしょうか。

【辻座長】 茅野さん、どうぞ。

【茅野料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

今ご指摘ございました件は、接続の場合は、卸と違って、MVNOにおいて一定の設備維持が必要になるといったこともちゃんと加味して卸料金というのは設定されるべきだ、そういったご意見だと思います。これにつきましては、やはりそういったものはベンチマーク、つまり卸料金のコストとして盛り込むのはどうかなという気はしているのですけれども、ご指摘のとおり、卸と接続の関係を議論していくということは必要だと思いますので、引き続きそのお話をさせていただければと考えております。

【辻座長】 今のでよろしかったでしょうか。

【NTTドコモ】 はい。ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、そのほかにオブザーバーの皆様からコメント、ご意見等ございませんでしょうか。

【KDDI】 KDDIでございます。

【辻座長】 お願いします。

【KDDI】 我々、00XYの開発について、これまで特段表明しておりませんが、我々も開発に着手しておりますということをコメントさせていただきます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。ありがたい情報を頂きました。それでは、そのような点も考慮させていただきたいと思います。

そのほかにオブザーバーの皆様からご意見ございませんでしょうか。

【ソフトバンク】 すみません、ソフトバンク、伊藤でございます。

【辻座長】 お願いいたします。

【ソフトバンク】 弊社もO O X Yの接続に関しましては今検討を進めておりますので、そちらについては一言発言させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。

今の3社のご意見、参考にさせていただきます。

(2) モバイル接続料の適正性向上に関する方針整理について

(事務局より資料34-3に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの議題と同じように、各構成員より五十音順にコメント、ご意見を頂きたいと思います。それでは、まず相田構成員よりお願いいたします。

【相田構成員】 おおよその大きな流れについては問題ないと思いますけれども、少し細かいところで2点ほど。

1点は、資料の15ページ目の3つ目のポチですけれども、「全体像を見通せない状態でのMVNOへの情報提供については、誤った情報を伝える可能性もある」というのはちょっと何かやはり表現としておかしいと思うので、誤った解釈がなされる可能性があるとか、誤った意図が伝わる可能性があるとか、何か少し表現を変えていただいたほうがいいのかなど。誤った情報が伝わるというのはちょっと何か表現として不適切なのかなと思いました。それが1点です。

それから、もう1点は、最後の例のステップ2、ステップ3という話で、今回、各社さんの状況をお伺いした結果として、ほぼ同じ内容をステップ2で控除している事業者さんとステップ3で控除している事業者さんがいたということで、数字を比較するというような観点では、同じところ、ステップで控除していただくのがいいとは思いますが、結局、ガイドラインの書き方が曖昧で、どうにでも解釈できたから、そういう違いが生じ

たと、単にそういうことであれば、そこを、こちらのステップでというようなことがもっと明確になるような書き方に変えればいいだけだと思うんですけども、その一方で、各社さんの会計処理等々との関係でもって、その会社にとってはこちらのステップで控除するほうが自然であるというようなことであれば、ちょっとなかなかそれ、統一化を図るのは難しいのかなというようなところで、ちょっとそういった辺りをもう少し、事業者さんにも協力いただいて、分析する必要があるのかなと思った次第です。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。

今回の資料につきましては、こういう方向というところで、大きなところ、異論はございません。ただ、中を見ていると、いろいろ要求したけど、各社が違うところは秘密情報で出せないと、そういった項目がいろいろございまして、ちょっとこれは質問に少し大ざっぱなことを書いて、まだご回答いただいていない部分なんですけれども、難しいとは思いますが、この予測値を出すというところで、予測値の値だけじゃなくて、大体これ、90%信頼区間でいくと、今、予測値が仮に10だとした場合に、9から11に大体9割ぐらい入るよというような感じの、そういったデータを各社がお持ちのものをもし出せれば、かなり予測値を受け取るほうの方も安心できるんじゃないかと思えます。これは簡単じゃないかと思えますけれども、トレンドに関しては統計的な問題だと思いますし、見込みといっても、決まっているものがあつたら、もうそのまま出せますので、何かそういったふうにはできないかなというのを、今すぐとは申しませんが、個人的には思っております。

特に、最後にありました急激な事態変化というところで、例えばコロナでどうなるというときに、確かに今時点では、コロナで取引がこうなったけど、今後どうなるか分からないと。そうだとすると、そんな場合でも、例えばトラヒックはこうなったけど、あと数か月で元へ戻っちゃう場合とか、あと数か月現状が続く場合とか、そう考えると、例えば多くてこのくらい、少なくてもこのくらいという予測値も出るような気もいたしますので、何かそういう形でご対応いただけると、細かいところは出さなくても、そういう形で大ざっぱな対応ができるんじゃないかなということを個人的に思いました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

では、続きまして、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。

内容的には特に問題ないと思っています。コメントとしては、やはりアウトプット、予測に関しては、予測が当たるかどうかを検証するというのではなくて、どういう考え方で予測がつけられているかについても、我々としては検証の対象とすべきだと思っています。そういう意味では、アウトプット等それぞれの数値をつくるのに、どういうインプットを使って、それらをどのように用いて計算したかということに関して、やはり検証に必要な情報がまだ得られていないと思っていますので、引き続き、検証を深めるために必要な情報を提供していただかねばならないと考えます。

それから、見込みの反映についても、繁栄の仕方が各社によってばらばらのようですが、基本的に幾つかの項目で、当然、予測、見込みを使い推定するものだと思います。将来予想というのはそういうものだと思います。企業は、年度でいえば上期、下期、それぞれ予算をつくっています、中期の計画もあって、それも一つの物差しであり、中期の投資計画もつくっています。見込みについてはもう少し、各社を比べて、ルールとまでは言わないかもしれないけど、考え方を統一していく必要があるかと思っています。

MNOの意見を各社聞いていると、最後の予測値が当たればいいでしょうということにも聞こえてきています。それに関して、私は、予測値が外れたら相当大きなペナルティーというものがあれば、もちろん予測を最大限、必死で当てる努力をするインセンティブがあると思うのですが、強いペナルティーはないので、予見性を高めるためには、透明性を高める様な検証実施したいと思います。もし予測が外れた場合は、きちっと説明していただくことでさらなる検証をしていきたいと思います。外れた場合の検証を行うに際しても、やはり水系ん当たっては、どうやって、どういう考え方でこの予測が作られているかということを中心にきちんと理解していくこと、それがもう検証の初めだと思っていますので、一步一步、検証をきちんとやるのが大事だと思っています。

最後に、相田構成員が言われたように、ステップ1、2、3、これもやはり統一して、横で比べられるようにするためには、どの段階で何を抜くということが統一化されるほうがより望ましいと思います。それができないのであれば、当該企業がこういう事情でできませんとか、こういう考え方のほうが望ましいと思って、この段階で抜いていますというようなことを説明する必要があると思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

どの段階でどういう項目を抜いたりするかという調整については、MNO各社とも随分経営スタイルに差があって、例えば全国BWAのようなキャリアアグリゲーションしている会社、していない会社、していても、自社の中に取り込んだ会社、取り込まない会社と、随分スタイルが違うわけで、今回、この将来原価方式、1回やってみたタイミングで、各社さんがどういう抜き方をどういう事業体に合わせてやっているかということがやっと分かってきたという状態だと思うんです。ですから、そのような実態を踏まえた上で、調整ができるかどうかについては、これから継続的に検討を進める中で、調整可能なものは調整していくような方向で検討を進めるべきなんだろうと思っています。

それから、将来予測をするということについては、予測値の性格上、通常、タイムリーディスクロージャーの世界ではセーフ・ハーバー・ルールという、外れても特に責任は問わないというルールが確立されているわけですが、それにしても、株価に対する影響が出てくるような情報について言うと、インサイダー取引規制のことも少し念頭に置かなければいけないということもあるわけですね。幸か不幸か、そのような微妙な開示は一切なかったと私は認識しておりますので、今後の課題として、そのような、インサイダー取引規制に係るような情報までが出てくるといいなというのが感想でございます。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。

おおむねこの方針でよろしいかと思えます。先生方もご指摘されておりますけれども、予測の基礎となる実績値の開示という問題は非常に難しいとは思いますが、やはりこういう根拠を持って予測したんだということが分かるような形でなるべくやっていただきたいというのが感想でございます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

続きまして、西村暢史構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

おおむね、ほかの先生方と同じような方向性で、賛成という形で理解しております。今回はモバイル接続料の適正性向上と銘打っております以上、接続制度の根本に立ち返り、やはり必要な情報の開示、それから提出というのは必要になってこようかと考えております。その意味でもこの方向性でよろしいかと思ひますし、同時に、あとは運用面におきまして、それぞれの事情を抱えた事業者間での調整というのはやはり重要になってくるものと思っております。しかしながら、二種指定事業者とMVNOとの関係、これが接続制度においてどういう意味を持っているかをきちんと事業者様全体でご理解いただく必要があらうかと感じた次第です。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

では、続きまして、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 どうもありがとうございます。25ページでまとめてありますように、原価の適正性のところで、「詳細を把握できるよう、詳細な基準の作成・提出を求めることが適当」と書いてあります。これが満たされていれば、あえて必要ではないのですが、できましたら、毎年毎年同じ計算方法とか配賦方法で計算されているはずだとは思いますが、それを変えたときには、変えたということだったり変えた理由などを例えば注記事項なんかで適切に示していただくのが重要なことと思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、最後に私のコメントないし意見であります。今回、非常に難しいのは、特に接続料の予見可能性です。この場合、誰の予見可能性かということをお考えますと、一番大事なのはMVNOです。それから、行政あるいは規制当局の総務省、それから次に横並びでおられる二種指定事業者ということになるわけです。ですので、MVNOの皆さん方に予見可能性を与えるような予測値、あるいはその基礎になったデータを提供、あるいは結果の提供ということになりますと、これはどこまで、総務省が検証されるのか、あるいはMVNOの各社がそれを見て検証で、経営戦略に用いられるかとなると、非常に温度差があると思ひます。そこがここの書き方で、対総務省ということであれば全然問題ないですけれども、MVNOの各社の皆さん方の予見可能性というものの精度を高めるということになると、もう少し何か足りないような気がいたします。

それから、もう一つは、これは前から議論になっており、あるいは二種指定事業者の方々から意見が出ていますが、それぞれの二種指定事業者の各社が、費用構成とか、あるいは設備の打ち方とか、経営戦略そのものが違うわけですから、統一的な尺度で例えば需要予測や費用予測をしてみても、やはりみんなが当たるという訳ではありません。マーケット全体で見ようとすると、3社に別々な方法をとられますと、マーケット全体と個社の予測とが当たる確率が非常に少なくなります。ですから、ちょっと悩ましいのが、どこまで計算方式あるいはデータ等々を、基準化というか、統一して、それで予測してもらうのかです。これできますと、検証が非常に分かりやすくなると思います。ところが、統一するのがそもそもできるのかできないのかという問題があります。これは今すぐ解決できて、はい、こういう方式でやりましょうということにはならないと思います。もう少しそれぞれ、MNOさん、あるいはMVNOさんのご協力で、この精度を高めるにはどうしたらいいかというような、あるいは個社の違いをどう取り合っていくのか、個別の問題ではもう少し議論する必要があるのかなと思いました。これが私のコメントでございます。

それでは、若干時間がございますので、構成員の皆様から追加的にお聞きしたいとかございましたら、お願いしたいと思います。何か追加はございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆様からご質問とかコメントがございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIでございます。よろしいでしょうか。

【辻座長】 それは、KDDI様、よろしく願いいたします。

【KDDI】 12スライド目の中で、具体的な計算式についての提出ということ而言及されているところがあります。こちら、検討するのですが、我々の計算式の中で、きれいな算式というか、数学的な計算式みたいなものが実際出来上がっているかというところ、そこまでもないというところもあって、いろいろな要素を加味しながら計算しているところがございます。なので、この「具体的な」というところの中身については、これからご相談させていただければと思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。今のご質問、コメントに対して、総務省、何かコメントはございますでしょうか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

基本的には、こういった計算方法かは分かりませんが、何らかの計算をされているのかなと思っております。ただ、具体的にこういったものを提出いただくか、これは相談させていただければなと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

(3) 第四次報告書骨子案について

(事務局より資料 34-4 に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。ドラフトということでご説明いただきました。

それでは、各構成員からコメント、ご質問を受けたいと思いますが、今回は順不同で、チャットないし発言をしていただければありがたいと思います。それでは、いつものように、どなたでも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤構成員からチャットが入りましたので、よろしく願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。

全体的にきちんと、大変な量、範囲なのですが、まとめていただいていると思います。コメントになります。まず、全体を見ると、幸か不幸か、まだまだやり残した仕事がたくさんあって、今後また議論を何回も重ねていかないといけなと感じました。未利用芯線とかインターネットのトラヒックに関しては、やはり状況をちゃんと見て、データをそろえてまた議論を深めようということで、定点観測でデータを提供していただくようになっておりますので、実態把握、現状把握、これをデータを持って、まずはきちんと準備を整えて、議論を深めていきたいと思っております。特にインターネットのトラヒックですが、やはりコロナの影響で、オンラインでいろいろなことが実施されるようになり、トラヒックの動きや利用状況が大きく変わりつつあるように思うので、そういうことも含めて、インターネットトラヒック混雑状況、改めてそういった視点も含めて、見直すべきは見直す、議論するところはもう少し深めてということになるかと思っております。

あと、フレキシブルファイバも、やはり5Gの普及もあるし、オンラインの利用も拡大しているということがあって、インフラとしての光の重要性というのが改めて大事になってきているような感じもします。そういうことで、この問題もできるだけ早く、いい方向で解決して、新しいルールができることを希望しています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。大変重要な指摘かと思えます。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、関口構成員、お願いしたいと思えます。

【関口構成員】

未利用芯線については、5Gがこれから進んでいくにつれて、扱い方は変わってくるような気がしています。というのは、この報告書の中でも、フレキシブルファイバという、NTT東日本・西日本にとって、光ファイバーを敷設する対象外だったところにも線を引いてほしいといった事業者からの依頼があるくらい、これから光ファイバーは、従来のように、人がいるところで、芯線を一定のユーザ利用で埋められるところだけに投資していくというスタンスから、人のいないところにまで光ファイバーを引いていかなければいけないというスタンスに変わろうとしています。スタンドアローンの5Gになってからの時代を想定したときには、投資政策も大きく変わってくるように思われます。ですから、無駄な投資をしないという意味で、こういった調査を継続するということの重要性は十分にあると思えますが、今後、少しそういった5G時代の光ファイバーの利用の在り方ということについても検討の対象として配慮していかなければいけない、そんな印象を持ちました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。今の報告の視点では現在の問題が多いですけれども、5Gの普及というような視点を入れたらというのは、それはごもっともなご指摘だと思います。

では、西村暢史構成員、発言をお願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

コメントといたしますか、報告書を読んで1つ、事務局へのお願いがございます。それは最後の38ページでございます。10ギガのFTTHアクセスサービスについて、IPoEとPPPoEとの差という形でご指摘がなされて、最後、1,129行目におきまして、新たなサービスが展開される場合は云々とまとめておられます。これも極めて重要な点だと思いますが、前倒しで10ギガのサービスがPPPoEのほうにも提供されていくという、これから実際に始まるであろうということについても、できれば同じように注視していくというような記載があれば、よりこの1,129行目も意味が出てくるのではないかと思います。

以上、コメントでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。もっともなご意見かと思えます。

ほかはございますでしょうか。

私が述べようと思ったのは、課題が全て解決した報告書でなく、まだまだ議論が続くケースが幾つかあって、しかも、それも非常に重要な観点です。1つはフレキシブルファイバで、延ばした場合の接続が卸なのか、あるいは接続なのかという、これはまだどちらかというのは決まっておられません。今後、議論を深めていかないといけない訳です。ですから、決定するのに非常に複雑な要因、難しい要因があるのが幾つかありますので、あるいはモバイルに関する例の予見可能性というのもまだ決まったわけではありませんから、今回の計算していただいたものをベースに、また将来、より精緻というか、信頼ができるような予測をどうしていくか、それをどのように共有していくかという点もあるかと思えます。これは書きぶりになりますので、次につながるような書き方を、それをぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次にオブザーバーの皆様方からコメントか質問がございましたら、チャットで書いていただくか、ご発言いただいても結構です。どなたかございませんでしょうか。

I P o E 協議会の石田様、お願いいたします。

【I P o E 協議会】 I P o E 協議会の石田でございます。コメントの機会を頂きまして、ありがとうございます。

主に報告書の26ページ以降、特に28、29ページ辺り、ベストエフォート県間接続についてのコメントとなります。我々の認識となるのですけれども、昨今のトラヒックが増えている中で、県間といいますか、長距離回線の費用が大幅に下がった区間もありますし、若干下がったところ、あるいは全く下がっていないような区間があると認識しておるところでございます。それは主に長距離回線事業者の設備の状況によるものであるとか、あるいは複数の事業者が提供されているというような競争環境に依存しているものであると認識しております。このような中で、我々VNEがP O I や県間の設置場所において、そこまでの回線料金を個々別々に判断して、県間接続をそのまま使うのか、自ら回線費用を払って設置するのかということ判断しております。すなわち、県間接続を使わざるを得ないというような認識ではございません。ほかに選択肢がなくて使わざるを得ないということではなくて、ほかの選択肢と比較した上で、結果として、その区間については県間接続料のほうが安いから使っているということで、その辺りを混同していただきたくない。

それで、不可避であるということの前提とされているところは、我々のコメントとは若干違うのかなというところでございます。

加えて、昨今、NTT東日本・西日本が料金の見直しについて触れていただいているのはありがたいところでございますので、その辺り、我々としても、区間ごとに見直しの上で、必要なところに関しては自ら引くというところでございますし、性急に制度化を進めるということに関しては賛同できないというところでございます。

簡単ですが、以上となります。

【辻座長】 ありがとうございます。今のご発言は、この報告書の原案に対してコメントないご意見ということでしたので、少し、もし事務局のほうで何かご回答やご意見ございましたら、ご説明願えますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

まずですけれども、骨子の28ページから29ページに続く部分についてご意見を頂いたものと考えてございます。特に、ご発言の部分というのは、852行以降にございますベストエフォートの県間接続についてという部分でございますが、ベストエフォートの部分については、「このため」というところ、857行目辺りを見ていただくと、「BE県間接続についてはこれらの状況を注視した上で、制度対応について具体的に検討することが適切である」と書いてございまして、今IPoE協議会がおっしゃった、性急に制度対応というのは、ちょっとここの関係では誤ったご認識じゃないかなと思いますので、そういう意味だと、比較的、そういったきちんと状況を見た上でというところは、骨子においても措置をさせていただいているのかなと思います。

また、不可避性についてもご意見を頂きましたが、これについては経済的複製可能性という考え方で第三次報告書からご議論させていただいたところございまして、一部について選択可能性があるということをもって、全体に複製可能性があるかということに対しては、第三次報告書から、そういう整理ではないということであるという流れの下でしておりますので、実際に事業者が合理的な選択に基づいてされている部分があるというのは全然否定するところではないんですが、それがしっかりと複製可能性があるようなものになっているかというところ、ここに書かせていただいているとおり、そういう状況ではないというようなまとめをさせていただいているところでございますので、完全に認識に齟齬があるというイメージは我々も持ってはいないのですけれども、その辺りは実は丁寧に書いておりますので、よく見ていただければありがたいなと思います。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。これもまた、石田様、今後の報告書のドラフトを見ていただいて、またご意見を頂きたいと思います。

次に、立石様からお手が挙がっていますが、何かご発言をご希望でしょうか。

【JAIPA】 今、事務局のほうから発言していただいたので、同じことの繰り返しになるのですけれども、場所によっては県間接続の使用を避けられないところがあるというところがございます。

以上です。

【辻座長】 いろいろ個別のケースがありますから、報告書の中に盛り込むのは大変ですけれども、事務局のほう、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

それから、先ほど佐藤構成員、関口構成員、西村構成員のコメントは事務局へ問合せしなかったですけれども、これは何か事務局のほうのご回答みたいなのが必要であればお聞きしますが、いかがでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。頂いた意見を踏まえまして、この後の報告書の案に反映していきたいと思っております。ありがとうございます。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

ございませんようですので、いろいろご意見ありがとうございました。本日の会合はこれまでとさせていただきます。

なお、構成員の皆様におかれましては、本日は説明内容につきまして、追加でお聞きになりたい事項やコメントがございましたら、来週の7月6日月曜日までに、メール等で事務局までお寄せいただければと思っております。

また、本日事務局から説明のありました方針整理案及び第四次報告書骨子案につきましては、その方向について、議論を伺っていますと、おおむね理解いただいたものと思います。つきましては、事務局におかれましては、本日の議論、構成員の方々の追加的なコメントを含めまして第四次報告書案を作っていただいて、次回の会合にお示し願えますとありがたいと思います。

それでは、最後に事務局から、次回の会合につきましてご説明をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はご議論いただきまして、ありがとうございます。

次回会合につきましては、7月17日金曜日10時からの開催を予定しております。詳細につきましては、別途、事務局よりご連絡さしあげるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。

【辻座長】 それでは、これもちまして、第34回会合を終了したいと思います。どうも皆様、ご協力ありがとうございました。

以上